1 緊密な連携について

新型コロナウイルス感染症対策については、県・市町村で緊密に情報共有を 行い、万全の対策をお願いいたします。

2. 物資不足への対応について

- (1)マスク、アルコール消毒液等が全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・供給体制を強化するとともに、特に医療機関や介護施設及び教育の現場のニーズに適切に応えられるよう速やかに必要数を確保し市町村に供給し、市町村の必要物資調達に要する経費については、適切な措置をお願いいたします。
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響によって不足する物資については、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等により適切に対応するよう、適切な措置をお願いいたします。

3. 小・中学校等の一斉休業への対応について

- (1) 放課後児童クラブ等の運営に対する支援
 - ① 公設・民営の放課後児童クラブや学校教室を活用した子どもの預かり 事業に従事する支援員等の配置に要する経費、市職員等の長時間勤務に 伴う時間外勤務手当、受入れ体制を整備するための経費、保護者の利用 料等の減免に伴う経費等について、適切な措置をお願いいたします。
 - ② 受入れ人数が増加することにより新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まることが懸念されるため、学校施設の柔軟な利活用をはじめ、子どもたちの濃厚接触を回避するための有効な対応策を行い、周知するようお願いいたします。
 - ③ 休校が長期に及ばざるを得ない現状を踏まえ、新たな教材の配布など、 学力低下対応や子どもの過ごし方対策のために実施される事業の経費 については、十分な財政措置をお願いいたします。
 - ④ 長時間の預かりによる児童のストレスを緩和するために、市町村が行 う様々な取組について、財政措置をお願いいたします。
 - ⑤ 小・中学校等の休業中に放課後児童クラブ等において生じた事故については、学校の管理下とみなして、日本スポーツ振興センターの給付金の対象とするよう、適切な措置をお願いいたします。
- (2) 保育所等の人員基準の緩和について
 - ① 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」(令和2年2月25日付厚生労働省子ども家庭局保険課事務連絡)については、具体的な取扱基準や適用期限を明確にするよう、適切な措置をお願いいたします。

また、基準の緩和により事故等が発生した場合の責任の所在等を明確にするよう、適切な措置をお願いいたします。

② 国の要請に基づく小・中学校等の休業に伴い、子どもを持つ保育士等 が働けなくなることで、人員が不足する保育所等が発生している。これ

に伴い、市町村が子どもの安全を確保するため、保護者に対して登園の 自粛要請等を行った場合、施設の運営費の補填や保護者の保育料等の減 免によって生じる経費については、適切な措置をお願いいたします。

(3) 保育所等の休業に対する補償等

新型コロナウイルス感染症の発生により保育所等が休業となった場合に おける幼児の受入れ先確保について、特段の配慮をお願いいたします。

また、保育所等の休業補償に対する財政措置を拡充するよう、適切な措置をお願いいたします。

(4) 学校給食について

給食のキャンセルに伴う調理員等に対する休業補償、食材納入事業者等 に対する補填、保護者に対する返金対応に係る経費等については、適切な 措置をお願いいたします。

- (5)要保護・準要保護世帯に対する給食に代わる食事提供等に係る経費についても、適切な措置をお願いいたします。
- 4. 医療・介護サービス提供体制の確保等について
- (1)マスク、アルコール消毒液等が全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・供給の強化策を講じるよう、適切な措置をお願いいたします。

また、医療機関や介護施設等が感染予防衣や検温体制の整備等、感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置について適切な措置をお願いいたします。

さらに、市町村の感染拡大予防に資する物資調達に要する経費に対して、 財政措置を講じるよう、適切な措置をお願いいたします。

(2)公立・公的医療機関において、新型コロナウイルス感染患者の受入れの 増加に対応するため、一般病床を感染症病床として転用する際に、必要な 資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、適切 な措置をお願いいたします。

これに伴う診療報酬等の減収により、病院経営や自治体の財政に影響が生じないよう、十分な財政措置を講じるよう、適切な措置をお願いいたします。

さらに、感染患者の受入れによる風評被害等によって、病院経営に影響が生じた場合についても、十分な財政措置について適切な措置をお願いいたします。

- (3)院内感染が発生した場合、病院機能が著しく低下することが予想されるため、公的・民間施設を問わず、必要な対応策や支援策について適切な措置をお願いいたします。
- (4) 中山間地域等の医療体制が脆弱な市町村においては、新型コロナウイルス感染患者の受入れの増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下することが予想されるため、国・都道府県が連携した広域的な支援体制について適切な措置をお願いいたします。

- (5) 小・中学校等の休業に伴い、子どもを持つ医療従事者が十分な勤務を行 えなくなることによる病院機能の低下に対しては、必要な支援策について 適切な措置をお願いいたします。
- (6) 介護サービス事業所において、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減算を行わない等の柔軟な対応が可能となったことは評価するが、そのことに伴うサービスの質の低下が生じないよう、対応策の検討をお願いいたします。
- (7) 国民健康保険制度において、感染または感染が疑われる被用者に対し市 町村が傷病手当金を支給する場合について、十分な財政措置について適切 な措置をお願いいたします。
- (8) 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の保険適用について、検査を希望する患者が殺到し、医療機関に混乱が生じないよう、適切な受診・検査体制の構築・周知をお願いいたします。

5. 地域経済対策について

(1) 民間事業者等への支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大により県内の経済活動には、あらゆる分野でこれまでにないほどの重大な影響が発生している。観光業、飲食業、旅客業等の事業者に対して、既存の融資制度等をより使いやすいものにするとともに、現在対象となっていない農業従事者等をはじめ損失が想定される地域の中小事業者(いわゆるフリーランス等のひとり事業者を含む)も対象とするなど、更なる財政支援について適切な措置をお願いいたします。

また、地域の実情に応じて市町村が独自に実施する融資制度等についても、財政支援を行うよう、適切な措置をお願いいたします。

(2) 公共事業の工期延長等について

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和2年2月27日付国地契第44号他)等により、公共事業の工期の延長等が必要となった場合に生じる市町村等の財政負担については、県においても適切に措置し、十分な財政措置について適切な措置をお願いいたします。

(3) 雇用調整助成金等について

雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金等の給付に当たっては、市町村に過度の事務負担が発生しないよう適切な措置をお願いいたします。

また、雇用調整助成金等については、様々な事業や就業形態等に柔軟に 対応するとともに、利用者の不安を払拭するよう明確でわかりやすい制度 とするよう、適切な措置をお願いいたします。

6. その他

(1)情報提供について

県は、今般の新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を、県民や

事業者に対して分かりやすくかつ迅速に提供するとともに、市町村による コールセンター設置やメディア等を活用した住民への丁寧な説明が行える よう支援をお願いいたします。

また、トイレットペーパーの買いだめ騒動のような過剰反応を抑制し、 県民それぞれが、冷静かつ適切に新型コロナウイルス感染症対策に協力で きるよう市町村へ速やかに情報提供するよう、適切な措置をお願いいたし ます。

(2) 公共施設の閉館やイベントの自粛等について

公共施設の休止やイベントのキャンセル等によって、指定管理者の事業 収入の減少や非常勤職員の賃金の補填、返金対応等が発生した場合、これ に伴う市町村の負担について、適切な措置をお願いいたします。

(3) 外国人技能実習生への対応について

外国人技能実習生が、滞在期限が迫る中、新型コロナウイルス感染症対策 により試験が延期された場合に帰国せざるを得なくなる等の不利益を被る ことがないよう適切な措置をお願いいたします。